平成２６年（フ）第４１０号
岐阜市織田塚町１－６－１　ハイムエクセルⅡ４Ｂ号室、住民票上の住所岐阜市美園町３丁目19番地
債務者　小森　尚樹
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　静之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２３０号
千葉県四街道市鹿渡959番地１　ＳＳＳ四街道荘
債務者　大越　憲三
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２４３号
千葉県富里市高松190番地
債務者　齋藤　正義
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１６０号
群馬県邑楽郡大泉町朝日３丁目22番５号　朝日エランドールＥ棟１号、前住所群馬県館林市成島町245番地の７
債務者　岡田昌大こと　ＯＫＡＤＡ　ＬＩＮＥ　Ｕ　ＭＡＳＳＡＯ
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１６１号
群馬県太田市東本町40番13―201号、前住所群馬県太田市飯田町726番地　若杉コーポ101号
債務者　岡野　　稔
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１６２号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2413番地の６
債務者　小貫　真美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第４９２号
埼玉県春日部市新川54番地
債務者　加藤三枝子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５２８号
埼玉県八潮市八潮二丁目１番地２　秋山荘101
債務者　秋山　　満
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
千葉県香取市北原地新田420番地４
債務者　菅野　順嗣
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第３１５号
相模原市南区相武台２丁目15番９―205号
債務者　竹田　真里
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３２２号
相模原市中央区田名5299番地９
債務者　黒越　公美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３３２号
相模原市中央区星が丘４丁目14番16号　美保ハイツ101号
債務者　福田　忠吉
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３３３号
相模原市中央区星が丘４丁目14番16号　美保ハイツ101号
債務者　福田　孝子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３３５号
相模原市南区相模台２丁目３番16号　大沢荘２号
債務者　塚原　　裕
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３４０号
相模原市南区南台４丁目４番13号　コーポシオン206
債務者　土岐　真夫
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３２号
京都府舞鶴市清美が丘２番地６
債務者　亀井由美子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第４８３号
大阪府羽曳野市島泉１丁目５番13号、前住所大阪府羽曳野市野501番地の42
債務者　森下　美紀
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係